

長津田ドラゴンズF. C 規約

平成24年3月改正

- 第1条 名称** 当クラブは『長津田ドラゴンズF. C』と称す。
- 第2条 事務局** 当クラブの事務局は事務局長宅に置くこととする。
- 第3条 目的** 当クラブは、子供達に正しいサッカー技術を覚えさせることにより試合で勝つ喜びを味わい、
また、生涯のスポーツとして真にサッカーを楽しみ、友情を培うことを目的とする。
- 第4条 構成** 当クラブは、代表・顧問・事務局・クラブ員・コーチ及びクラブ員の保護者により構成される。
- 第5条 資格** 当クラブの入会資格は次による。
- 5-1 クラブ員 ... 小学生以下とし、クラブ員またはコーチに推薦され、学年
コーチが審査し
代表が承認したものとする。
- 5-2 コーチ ... コーチ相互の推薦で、代表の承認したものとする。
- 第6条 組織** 当クラブは代表の下に顧問、コーチ会、事務局の機関で組織し、クラブを運営することとする。
- 第7条 役員** 当クラブには、次の役員とコーチを置く。
- 7-1 代表 ... 1名（必要により補佐若干名）
- 7-2 顧問 ... 若干名
- 7-3 コーチ ... 各カテゴリーヘッドコーチ1名と若干名のコーチ
- 7-4 事務局 ... 局長1名・総務若干名・会計若干名・広報若干名
- 7-5 保護者会 ... 学年世話人（学年ごとに若干名）
- 7-6 会計監査 ... 1名
- 第8条 活動** 当クラブは、次の活動をする。
- 8-1 原則として土曜日、日曜日及び祭日に活動する。
- 8-2 合宿は、原則として全員参加で実施する。（未就学児を除く）
- 8-3 コーチ会は、月1回を原則とする。（審判関係の行事も含む）

8-4 その他、親子レクリエーションや懇親会などを実施する。

第9条 試合 当クラブは、横浜サッカー協会、神奈川県サッカー協会及び緑区サッカー連盟
の主催する大会を中心にして活動するが、その他各種大会にも積極的に参加する。

第10条 運営 当クラブでは、次の運営を分担しスムーズなクラブ運営を計る。

- 10-1 代表 ... クラブのスムーズな運営のための統括
- 10-2 顧問 ... クラブのスムーズな運営のための指導
- 10-3 コーチ ... 練習の指導、試合の監督と指導、試合の審判、グラウンドの確保
- 10-4 事務局 ... 総務、会計及び広報、グラウンドの草取り及び整備の計画
- 10-5 保護者会 ... グラウンドの草取り及び整備、試合の抽選会への参加、試合の引率、
その他コーチ会で決定した任務

第11条 責任 当クラブでは試合や活動中、また移動中などの事故や怪我、病気についての責任は
保護者が負うこととし、コーチ及び引率者は負担を負わないものとする。

第12条 保険 当クラブでは、クラブ員及びコーチはスポーツ保険に加入する。
尚、保険料はクラブ員がコーチの分も含め負担する。

第13条 会費 当クラブでは、クラブ員及びその保護者は次の会費をクラブに納める。
尚、金額及び納入時期については細則に定める。

- 13-1 年会費
- 13-2 保険料
- 13-3 臨時会費

第14条 会計報告 年一回、クラブ員に文書で報告するものとする。

- 第15条** 入会 当クラブの入会は次による。
- 15-1 時 期 ... 随時とする
 - 15-2 手続き ... 申し込み用紙に必要事項を記入の上、事務局に申し込む。
 - 15-3 事務処理 ... 事務局が代表の代行をする
- 第16条** 継続 当クラブの継続は次による。
- 16-1 時 期 ... 学年が変わる時とする
 - 16-2 手続き ... 原則として自動継続とする（未就学児を除く）
 - 16-3 事務処理 ... 事務局にて行うこととする
 - 16-4 説明会 ... 原則として行わない
- 第17条** 退会 当クラブの退会は次による。
- 17-1 小学校のクラブ活動が終了した時は、自動退会とする。
 - 17-2 転勤、転居などにより退会を希望する時は、学年ヘッドコーチを通じて代表の承認を得る。
 - 17-3 クラブ員の個人的理由で退会を希望する時は、学年ヘッドコーチを通じて代表の承認を得る。
この場合は、年会費は返却しないこととする。
 - 17-4 一ヶ月間以上無断欠席をした場合には、除名することができる。
 - 17-5 その他クラブ員として不名誉な行動をした場合は、コーチ会で協議し除名することができる。
- 第18条** その他 この規約にて運用できない事項が発生した場合は、コーチ会で協議することとする。

以上